

年に一度の健康チェック

生活習慣病を予防・早期発見するための健診を実施します



◆健康診査の種類（年齢は来年3月31日現在）

	特定健診	後期高齢者健診	若年者健診
対象者	40～74歳で山田町の国保に加入している方 ※健診日に75歳に到達した方は除きます。	健診日に75歳以上で、2月の各種健診希望調査の際に受診の申し込みをした方。 ※障害認定を受け後期高齢者医療保険証をお持ちの65～74歳の方を含みます。	19～39歳で、2月の各種健診希望調査の際に受診の申し込みをした方。
対象とならない方	施設に入所または病院に長期入院しており健診会場での受診が困難な方など ※特定健診は、山田町国民健康保険の資格を喪失した方は対象となりません。		
負担金	無 料		1,000円（山田町の国保に加入している方は無料）
持参する物	受診券、健康診断受診票、国民健康保険または後期高齢者医療制度の保険証		健康保険証（国保の方）、健康診断受診票、通知書
健診を受けた後には…	<ul style="list-style-type: none"> 健診を受けた方全員に、12月に実施する事後指導会への参加をご案内します。 特定健診の受診者のうち、健康を保持するために生活習慣の改善が必要と判定された方には「特定保健指導」を行います。「特定保健指導」では、専門スタッフが約半年かけて、一人一人に合った食生活や運動習慣の見直しをお手伝いします。 		
注意事項	65歳以上で要支援・要介護認定を受けていない方は、介護予防のための生活機能評価も行います。送付される「生活機能評価票」をお持ちください。		申し込んでいない方でも受診できます。負担金を持参して会場へお越しください。

※山田町国民健康保険・後期高齢者医療保険以外の医療保険に加入している方は、それぞれの保険者からの案内に従って、健診を受けてください。

町では、各種健康診査（健診）を下表の日程で実施します。

対象者には8月中旬にご案内しますので、内容を確認してください。

健診は、加齢とともに変わっていく体の変化を知るとともに、万が一の体の異変をより早くキャッチすることができる大切な機会。年に一度は必ず受診し、自分の健康は自分で守りましょう。

特定健診や後期高齢者健診に合わせ、65歳以上の方（介護保険の要支援・要介護認定者を除く）を対象に生活機能評価で介護予防65歳以上の方が対象です。

◆生活機能評価で介護予防65歳以上の方が対象です

特定健診と前立腺がん検診については町健康課国民健康保険係（☎8213111内線133）へ、若年者健診と前立腺がん検診については町健康福祉課健康管理係（内線142）へ。

◆問い合わせ 特定健診と後期高齢者健診については町国民健康課国民健康保険係（☎8213111内線133）へ、

若年者健診の受診者のうち、生活習慣の改善が必要と診断された方は「特定保健指導」により支援を行います。そのほかの方についても、事後指導会などにより健康な体づくりに向けての支援が受けられます。

◆受診後に保健指導を実施

健診後にはその結果に基づいて、健康的な生活を送るための生活習慣の改善に役立つ情報を提供します。

認の上、都合の良い日程で受診してください。

なお、各種健診に合わせ、50歳以上の男性を対象に前立腺がん検診も実施します。申し込んでいない人でも受診できますので、負担金（500円）を持参し、健診会場でお申し込みください。

◆各種健康診査の日程

【9月】

期 日	会 場	受 付 時 間
1日、2日	織笠婦人・若者等活動促進センター	午前9時～11時 午後1時～2時半
3日、6日	ふるさとセンター	
7日	荒川農業構造改善センター	※16日は午後1時半～3時半と午後5時～6時半、29日は午前9時～11時と午後2時～2時半の受け付けになります。
8日、9日	豊間根生活改善センター	
10日	大浦漁村センター	午後1時～2時半
12日～14日	船越公民館	
15日～17日、21日、22日、26日、27日	保健センター	午後1時～2時半
28日、29日	船越漁村センター	

く）を対象に生活機能評価を実施します。これは、老化のサインを早期に発見し、介護予防に取り組んでいただくために実施するものです。

対象となる方には「介護予防のための生活機能評価票」を送付しますので、質問事項をご記入の上、健診会場へお持ちください。

◆問い合わせ 町地域包括支援センター（国保介護課内☎8213111内線137）へ。